上士幌町

太陽光発電等再エネ設備導入補助事業【一般住宅対象】
よくある質問 Ｑ＆Ａ

【言葉について】　4 ページ

Ｑ１　「太陽光発電」とはなんですか？
Ｑ２　「定置用蓄電池」とはなんですか？
Ｑ３　「Ｖ２Ｈ充電設備」とはなんですか？
Ｑ４　充放電とはなんですか？

【補助金について】　5～7 ページ

Ｑ１　この補助金の目的はなんですか？
Ｑ２　「脱炭素先行地域」って？
Ｑ３　「民生部門」「産業部門」とはなんですか？
Ｑ４　申請から補助金交付までの流れ、必要書類・募集期間について教えてください。
Ｑ５　申請書の提出窓口はどちらになりますか？
Ｑ６　この補助事業の期限はいつまでですか？
Ｑ７　応募の受付数には上限がありますか？
Ｑ８　補助金を申請しようとしましたが、予算上限に達したとのことで、申請できませんでした。すでに各システムの設置工事は完了しましたが、来年度に改めて申請することは可能ですか？

【補助対象について】　8～10 ページ

Ｑ１　対象をおしえてください。
Ｑ２　「一般住宅」はどのような建物を指すのですか？
Ｑ３　「町内に住所を有する」とはどのような方を指すのですか？
Ｑ４　何度でも申請できますか？
Ｑ５　対象システムの増設や入れ替えの場合は申請できますか？
Ｑ６　過去に上士幌町の補助金を活用して太陽光発電設備を導入しましたが、新たに定置用蓄電池の導入について、この補助金を活用できますか？
Ｑ７　設置後にＦＩＴ制度（固定価格買取制度）、ＦＩＰ（Feed-in Premium）制度を取得しようと考えていますが、補助金の活用は可能ですか？
Ｑ８　リースやＰＰＡ（電力購入契約：第三者モデル）も補助となりますか？
Ｑ９　譲り受けた機器等、中古品等の設置も補助の対象となりますか？
Ｑ１０　消費税は補助対象経費に含まれますか？
Ｑ１１　町外に居住していますが、上士幌町へ転居予定です。補助金は利用できますか？
Ｑ１２　賃貸借や使用貸借、共同所有の住宅にシステムを設置する場合も補助の対象となりますか？
Ｑ１３　中古住宅や、新築の分譲マンション等にすでに機器が設置されていますが、補助の対象となりますか？
Ｑ１４　既存住宅の屋根部に太陽光発電設備を設置しようと思いますが、施工業者より屋根の補強が必要との話がありました。屋根の補強も補助対象となりますか？
Ｑ１５　二世帯住宅（敷地内で建物が分かれている場合も含む）等で、どちらにもシステムの設置を行う場合、二軒分として補助金活用は可能ですか？
Ｑ１６　店舗兼住宅に１基のシステム設置を行う場合はどうしたらいいですか？
Ｑ１７　酪農家です。住宅・事務所・牛舎、それぞれ棟が別れていますが、太陽光発電設備１基を設置し、３棟に配電したい場合はどうしたらいいですか？

Ｑ１８　大家や管理会社が「アパート」や「マンション」にシステム設置を行う場合はどうしたらいいですか？
Ｑ１９　定置用蓄電池を設置予定ですが、すでに設置している太陽光発電設備で発電した電気はすべて電力会社に売電しており、停電等の災害時のみの蓄電用として設置を考えています。補助の対象となりますか？
Ｑ２０　定置用蓄電池を設置予定ですが、太陽光発電設備等の「再生可能エネルギー発電設備」設置されていません。補助の対象となりますか？
Ｑ２１　現在、電気自動車を所持していませんが、Ｖ２Ｈ充電設備を補助対象に含めることは可能ですか？

【申請について】　11～14 ページ

Ｑ１　各システムを設置する際の、補助金の交付申請（予定）額を教えてください。
Ｑ２　補助対象となる経費はなんですか？
Ｑ３　補助対象経費のうち、例えば、太陽光発電設備と定置用蓄電池間を結ぶ配線については、「太陽光発電設備」もしくは「定置用蓄電池」、どちらの経費とすればよいでしょうか？
Ｑ４　Ｖ２Ｈ充電設備は、補助対象となる機種が定められていると聞いたのですが？
Ｑ５　補助対象と補助対象外のどちらにもかかってくる諸経費（共通経費）等について、どのように算出すればよいですか？
Ｑ６　施工業者による代理申請はできますか？
Ｑ７　交付申請時、また実績報告時に必要な添付書類はなんですか？また、すべてそろえる必要がありますか？
Ｑ８　交付申請書、実績報告書等の必要部数を教えてください。
Ｑ９　町からの交付決定前に、業者との契約や設置工事を進めてもよいですか？
Ｑ１０　工事日程やシステム、補助対象設備等に変更がある場合どうすればよいですか？
Ｑ１１　軽微な変更とはどういったものですか？
Ｑ１２　実績報告書の「機器設置写真」はどのようなものが必要ですか？
Ｑ１３　実績報告書に添付する「太陽光発電設備等で発電して消費した電力量が、当該設　備で発電する電力量の「３０％以上」（自家消費率）であるとわかるモニタ画面等の写真または数値を出力した資料等」はどのようなものが必要ですか？
Ｑ１４　今回、定置用蓄電池またはＶ２Ｈのみの導入・設置ですが、「太陽光発電設備等で発電して消費した電力量が、当該システムで発電する電力量の「３０％以上」であるとわかるモニタ画面等の写真または数値を出力した資料等」はどのようなものが必要ですか？

【導入後について】　15～16 ページ

Ｑ１　導入後の定期報告はどのようなものですか？
Ｑ２　必ず報告が必要なのですか？
Ｑ３　今回、定置用蓄電池またはＶ２Ｈのみの導入・設置ですが、導入後の定期報告はどのようなものが必要ですか？
Ｑ４　ＦＩＴ・ＦＩＰ制度の認定は不可能とのことですが、認定を受けない通常の売電も禁止されるのでしょうか。
Ｑ５　補助金交付を受けたシステムについて、処分（廃棄等）制限・期限はありますか？
Ｑ６　各システムの寿命はどれくらいですか？
Ｑ７　住宅を売却し、転出（転居）・移転します。設備はどうしたら良いですか？
Ｑ８　災害（雷・ひょう・洪水・火災等）により太陽光パネルが破損しました。修理が不可能なため処分したいのですが。

【廃棄について】　17～19 ページ

Ｑ１　耐用年数経過後の太陽光発電設備の廃棄は、どのようにすればよいですか。
Ｑ２　太陽光発電は「クリーンなエネルギー」と言いながら、一方で普及が進むとゴミが増加する一因になりませんか？
Ｑ３　太陽光発電設備の撤去費用はどの程度かかりますか？
Ｑ４　太陽光発電設備の廃棄費用について、事前の積立が必要であると聞いたのですが。
Ｑ５　では、１０ｋＷ以下の太陽光発電設備を導入する場合は、対象外であることから、特に積立は考えなくてもいいですか？

【その他について】　20～21 ページ

Ｑ１　太陽光発電設備を設置したいのですが、反射する光で近隣住宅から苦情が来ませんか？
Ｑ２　冬になると雪が積もってしまい発電できなくなりませんか？
Ｑ３　雷が落ちやすくなるとかありませんか？
Ｑ４　台風や地震が来ても大丈夫ですか？
Ｑ５　国立公園内に設置したいと思いますが制限はありますか？

【言葉について】

Ｑ１　「太陽光発電」とはなんですか？

Ａ１　太陽光発電とは、太陽光をソーラーパネル（太陽電池）に当てることにより電力へと変換し、発電する方法です。天候に左右される部分もありますが、太陽の光、太陽光エネルギーは無尽蔵であり、発電時にＣＯ２等の大気汚染物質を排出しないクリーンなエネルギーであるとともに、くり返し使えて枯渇せず再生できる「再生可能エネルギー」として注目されています。
「十勝晴れ」とも称され、全国でも有数の日照時間を誇り、また冬期間の積雪が少なく、温度が下がると発電効率が上がるという太陽光発電の特性上、十勝は太陽光発電に向いている土地であると考えられます。

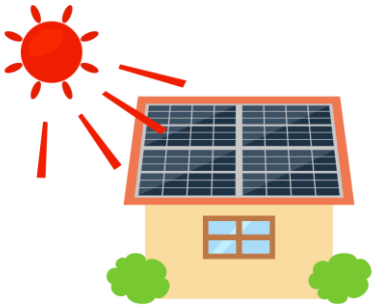

Ｑ２　「定置用蓄電池」とはなんですか？

Ａ２　蓄電池とは、太陽光発電等で発電した電気を蓄えておくことができるシステムです。雨天・夜間や停電等の災害時に蓄えた電気の自家消費が可能です。蓄電池には携帯用と定置用があり、定置用は電化製品等でも利用可能な、一般家庭や事務所等に設置する大容量のものとなります。
なお、今回の補助金では、平常時にも充放電を繰り返し行う「定置用」機器が対象で、停電時のみに利用する非常用予備電源は補助対象となりません。

Ｑ３　「Ｖ２Ｈ充電設備」とはなんですか？

Ａ３　Ｖ２Ｈとは、「Vehicle to Home（車から家へ）」の略です。通常は、家庭等の電源（コンセント）から電気自動車への一方向への充放電ですが、Ｖ２Ｈ充電設備はそれに加えて逆方向、電気自動車のバッテリーに蓄えた電力を、家庭の電源として活用することも可能で、双方向で電力の充放電調整を行うシステムです。
電気自動車が蓄電池の代わりとなり、災害時等に車から家庭への充放電が可能です。また、電気自動車への充放電も、通常の家庭用コンセントより、効率的に短時間で充電が可能です。

Ｑ４　充放電とはなんですか？

Ａ４　「充電」と「放電」の意味です。簡単に言うと、充電は「電池を蓄える」、放電は「蓄えた電池を放出する」ことです。
V2H のように双方向設備の場合、一方の設備は「充電している」、もう一方の設備は「放電している」という概念となります。

【補助金について】

Ｑ１　この補助金の目的はなんですか？

Ａ１　上士幌町では、製造・運搬および設置時以外は、ＣＯ２の直接的な排出がなく、地球温暖化の影響が少ない「太陽光エネルギー」を利用した「太陽光発電システム」ほか各システムの導入促進のため、補助金を交付します。
上士幌町は、令和４（２０２２）年４月２６日に環境省より「第１回脱炭素先行地域」に選定され、環境省に提出した計画提案内容（取り組み）の一つとして、今回当該システムの導入促進を図るものです。

脱炭素先行地域選定証

北海道　上士幌町

貴団体の提案は2050年カーボンニュートラルに向けて地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素の実現の姿を2030年度までに示す優れたモデルであることから脱炭素先行地域に選定しこれを証します

令和4年6月1日

環境大臣

Decarbonization Leading Area Certificate

Kamishihoro Town, Hokkaido

Your organization proposes an excellent model which shows a path toward decarbonization by FY2030 and regional revitalization. The proposal will eventually contribute to attaining the national target of carbon neutrality by 2050. I hereby present your organization with this certificate of recognition as a Decarbonization Leading Area.

June 1st, 2022

YAMAGUCHI Tsuyoshi
Minister of the Environment, JAPAN

Ｑ２　「脱炭素先行地域」って？

Ａ２　環境省が公募した「脱炭素先行地域」は、２０５０年のカーボンニュートラル（温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること）の実現に向け、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う「ＣＯ２排出実質ゼロ」を実現し、運輸や熱利用等も含めたその他の温室効果ガス排出削減についても、国の２０３０年度目標（温室効果ガス排出量を２０１３年比で４６％削減）に見合った削減を、地域特性に応じて実現する地域のことです。

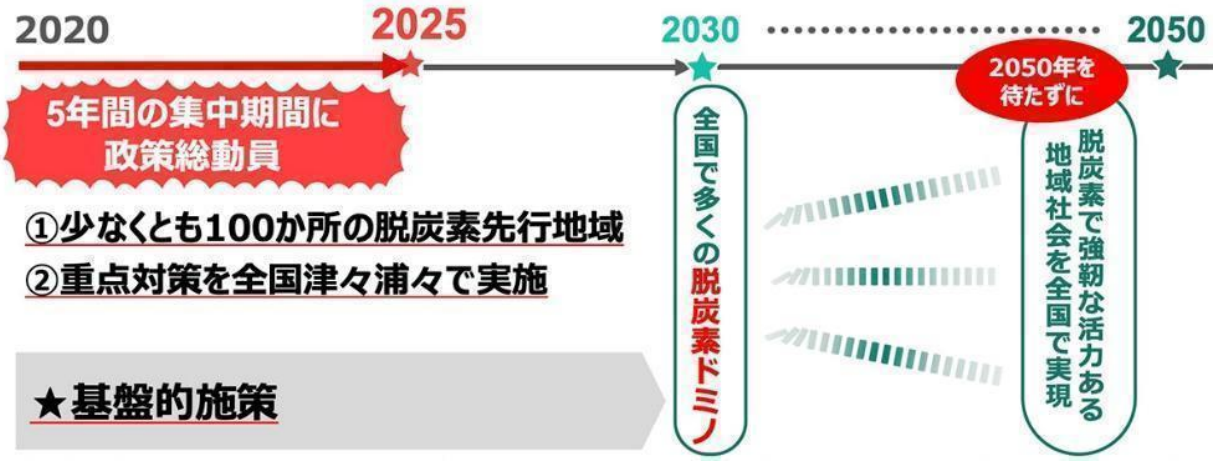

選定された地域には、国より「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」（上限５０億円）が交付されます。当町もこの交付金を活用しつつ、国内他地域への波及「脱炭素ドミノ」に貢献できるよう、いち早く町内の脱炭素実現に向けて取り組んでいきます。今回の補助事業については、この国の交付金を活用します。
なお、第１回の先行地域に選定された全国２６地域において、「町全域」を対象としているのは上士幌町のみであり、町民の皆様と一体となり取り組んでいきたいと考えます。

Ｑ３　「民生部門」「産業部門」とはなんですか？

Ａ３　日本の省エネルギーの各種政策（ＣＯ２の削減）等については、下記のとおり「民生」「産業」「運輸」の各部門に応じて削減量等を設定しています。
特に、民生部門のＣＯ２排出量は、２０３０年４６％削減の目標達成に向け、家庭部門６６％減、業務その他部門５０％減と、他部門より一層の対策が求められています。このような中、今回の補助対象となる一般住宅を含む民生部門の電力は、再生可能エネルギー等、今ある技術でＣＯ２排出実質ゼロの実現が可能であることから、２０３０年に前倒しして民生部門の電力消費に伴うＣＯ２排出の実質ゼロを達成することとしています。

・民生部門 ⇒
- 「家庭部門」 … 住宅　← 当該補助金（一般住宅対象）対象
- 「業務その他部門」… 第三次産業（通信・商業・不動産・ｻｰﾋﾞｽ業等）
  ※第一次・第二次産業の「事務所」等も含む。

・産業部門 ⇒ 第一次産業・第二次産業（製造業、農林水産業、鉱業、建設業等）

・運輸部門 ⇒ 「旅客部門」…乗用車やバス等　「貨物部門」…陸運や海運・航空貨物等

Ｑ４　申請から補助金交付までの流れ、必要書類・募集期間について教えてください。

Ａ４　補助金申請の流れについては、おおまかに下記の通りとなります。詳細については「申請の手引き」や「交付要綱」をごらんください。

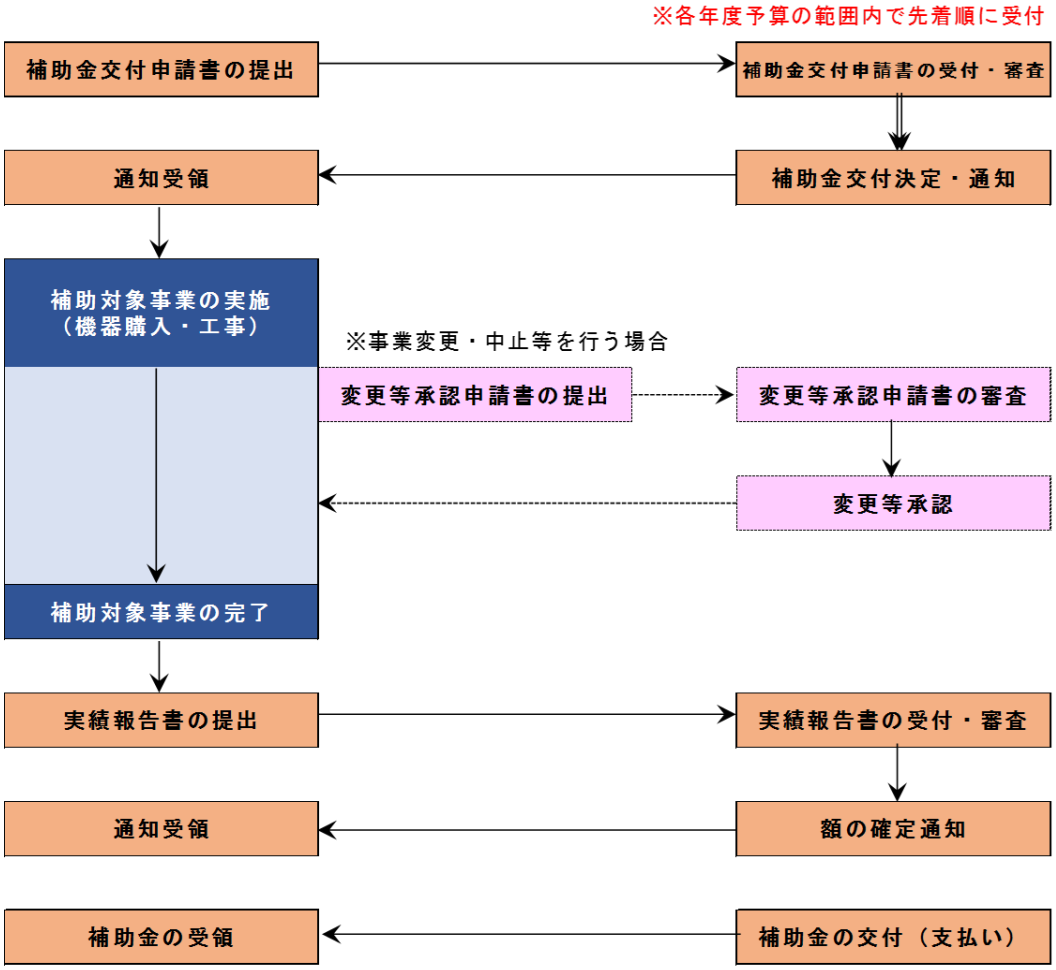

Ｑ５　申請書の提出窓口はどちらになりますか？

Ａ５　「上士幌町役場 ゼロカーボン推進課」が窓口となります。
Ｑ７にもかかわってきますが、先着順での受付のため、ご面倒ですが役場２階のゼロカーボン推進課（１０番窓口）に直接お越しいただき、提出をお願いします。郵送や電子での申請は受け付けていませんのでご了承ください。
どうしても難しい場合は、事前にご相談ください。（TEL：０１５６４－７－７２５５）

Ｑ６　この補助事業の期限はいつまでですか？

Ａ６　令和４（２０２２）年度～令和１２（２０３０）年度の間の事業実施を予定していますが、今後の状況により期間終了が前後する可能性があります。
なお、令和４年度の申請開始時期は別途お知らせします。

Ｑ７　応募の受付数には上限がありますか？

Ａ７　国の交付金を活用するため、毎年度（４月～翌３月）の交付できる額は限りがあります。毎年度、先着順となります。受付した申請より審査・交付決定を行い、各年度の予算上限に達すると、以降の申請は受付できなくなりますので、お早めに申請をお願いします。
また、交付申請された方により交付額も変わりますので、「年間何件まで受付」とは決まっておりません。予算に達した場合は、ホームページ等でお知らせします。

Ｑ８　補助金を申請しようとしましたが、予算上限に達したとのことで、申請できませんでした。すでに各システムの設置工事は完了しましたが、来年度に改めて申請することは可能ですか？

Ａ８　予算上限到達により申請を停止した場合は、来年度の申請に繰り越すことは不可能です。
各年度の予算には限りがあるため、お早めに申請をお願いします。

【補助対象について】

Ｑ１　対象をおしえてください。

Ａ１　今回の補助事業は、「一般住宅対象」と「事業者対象」に分かれています。このＱ＆Ａについては、一般住宅対象となっています。

【一般住宅対象】
- 町内に位置する一般住宅（個人用住宅）において、新規に各種システム（設備）を設置予定で、対象システムの設置完了後３０日以内または各年度の３月１５日の「いずれか早い日」までに実績報告書の提出を行える方。
- 町内に住所を有する方。町税を滞納していない方。
- 自己所有でない建物に設置する場合は所有者の承諾を得ていること。

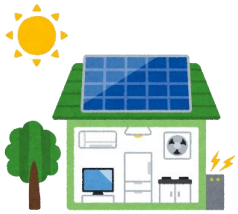

Ｑ２　「一般住宅」はどのような建物を指すのですか？

Ａ２　「一般住宅」とは、「個人用住宅（個人が常時居住する住宅であり、かつ、居住のみを目的として建築された専用住宅」となります。店舗と住宅が併設された建物は「事業者対象」となります（純粋に住宅のみに導入する場合が「一般住宅対象」となります）。

Ｑ３　「町内に住所を有する」とはどのような方を指すのですか？

Ａ３　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）により上士幌町の住民基本台帳に記録されている方とします。

Ｑ４　何度でも申請できますか？

Ａ４　この補助事業を活用しての補助金交付については、１電力契約において１回限りです。１年目に太陽光発電設備、２年目に蓄電池設置等の複数年の活用はできません。また、対象の各システム（太陽光発電設備・定置用蓄電池・Ｖ２Ｈ充電設備）は同じシステムを２点以上申請することはできません。

Ｑ５　対象システムの増設や入れ替えの場合は申請できますか？

Ａ５　増設や入れ替えも対象となります。ただし、システムを入れ替える場合においては、既存システムの廃棄および解体工事等にかかる費用は補助対象としません。
なお、既に太陽光発電でＦＩＴ・ＦＩＰ制度の認定を受けている場合は、当該制度の取り消しを行い、その取り消しを行ったことがわかる資料を交付申請時に提出してください。

Ｑ６　過去に上士幌町の補助金を活用して太陽光発電設備を導入しましたが、新たに定置用蓄電池の導入について、この補助金を活用できますか？

Ａ６　過去に、町単独の補助事業（上士幌町住宅用太陽光発電システム導入補助金）を活用し、財産の処分の制限期間内（導入後の廃棄等を行えない期間）である太陽光発電設備を有する場合は、定置用蓄電池・Ｖ２Ｈ充電設備の導入での補助金活用が可能です。また、太陽光発電設備は増設する場合のみ補助対象となります。
さらに、上記の町補助金の交付条件として定める一定期間を経過した場合は、Ｑ４と同様となります。

Ｑ７　設置後にＦＩＴ制度（固定価格買取制度）、ＦＩＰ（Feed-in Premium）制度を取得しようと考えていますが、補助金の活用は可能ですか？

Ａ７　ＦＩＴ制度・ＦＩＰ制度を取得または取得予定の場合、補助を受けることはできません。

Ｑ８　リースやＰＰＡ（電力購入契約：第三者モデル）も補助となりますか？

Ａ８　補助を受けることはできません。購入品が対象となります。

Ｑ９　譲り受けた機器等、中古品等の設置も補助の対象となりますか？

Ａ９　補助を受けることはできません。未使用かつ購入品が対象となります。

Ｑ１０　消費税は補助対象経費に含まれますか？

Ａ１０　含まれます。ただし、消費税の非課税対象の方は、税抜での交付となります。

Ｑ１１　町外に居住していますが、上士幌町へ転居予定です。補助金は利用できますか？

Ａ１１　実績報告書の提出時点までに、上士幌町へ転入することを条件で交付申請が可能です。

Ｑ１２　賃貸借や使用貸借、共同所有の住宅にシステムを設置する場合も補助の対象となりますか？

Ａ１２　補助対象となります。ただし、住宅所有者（賃貸借・使用貸借の場合）および共同所有者全員（共同住宅の場合）の承諾書が必要となります。

Ｑ１３　中古住宅や、新築の分譲マンション等にすでに機器が設置されていますが、補助の対象となりますか？

Ａ１３　補助対象になりません。
中古住宅の場合、新たに設置したものであれば対象となります。また、新築分譲マンションの場合は、標準装備として設置されていることとなり、補助対象となりません。

Ｑ１４　既存住宅の屋根部に太陽光発電設備を設置しようと思いますが、施工業者より屋根の補強が必要との話がありました。屋根の補強も補助対象となりますか？

Ａ１４　補助対象になりません。
既存建物の屋根補強費用については、自己負担でお願いいたします。基本的に補助対象経費は、システム本体・配線・設置工事の各費用が対象となります。

Ｑ１５　二世帯住宅（敷地内で建物が分かれている場合も含む）等で、どちらにもシステムの設置を行う場合、二軒分として補助金活用は可能ですか？

Ａ１５　電力会社の契約が世帯ごとで分かれていることを条件として、それぞれの世帯でシステムを設置し、独立した形態である場合は申し込みは可能です。
なお、一方の世帯の方が二世帯分を申し込むことは不可能です。各世帯の方が申請をお願いします。

Ｑ１６　店舗兼住宅に１基のシステム設置を行う場合はどうしたらいいですか？

Ａ１６　店舗兼用住宅（建物内で行き来ができる）、店舗併用住宅（建物内で行き来ができない）とも「一般住宅対象」ではなく「事業者対象」にて申請してください。
上記については、補助上限額は高くなるものの、導入した発電設備で求められる「自家消費率」も厳しくなりますのでご注意ください。

Ｑ１７　酪農家です。住宅・事務所・牛舎、それぞれ棟が別れていますが、太陽光発電設備１基を設置し、３棟に配電したい場合はどうしたらいいですか？

Ａ１７　「一般住宅対象」ではなく「事業者対象」にてまとめて申請してください。
上記については、Ｑ１６と同様、補助上限額は一般住宅対象より高くなりますが、導入した発電設備で求められる「自家消費率」は厳しくなりますのでご注意ください。

Ｑ１８　大家や管理会社が「アパート」や「マンション」にシステム設置を行う場合はどうしたらいいですか？

Ａ１８　大家・管理会社等の貸主側が設置する場合の「アパート」や「マンション」については「事業者対象」として申請してください。
上記については、Ｑ１６・１７と同様、補助上限額は高くなるものの、導入した発電設備で求められる「自家消費率」も厳しくなりますのでご注意ください。

Ｑ１９　定置用蓄電池を設置予定ですが、すでに設置している太陽光発電設備で発電した電気はすべて電力会社に売電しており、停電等の災害時のみの蓄電用として設置を考えています。補助の対象となりますか？

Ａ１９　補助対象になりません。
平常時から充放電を繰り返し行う「定置用」の蓄電池の設置が対象です。

Ｑ２０　定置用蓄電池を設置予定ですが、太陽光発電設備等の「再生可能エネルギー発電設備」設置されていません。補助の対象となりますか？

Ａ２０　補助対象になりません。
定置用蓄電池もしくはＶ２Ｈ充電設備を設置する場合は、太陽光、風力、中小水力、バイオマス等の「再生可能エネルギー発電設備」と接続することが条件です。
すでに上記の再生可能エネルギー発電設備を有し、今回の導入が蓄電池またはＶ２Ｈ部分のみである場合は、その部分（蓄電池・Ｖ２Ｈ）のみ交付対象となります。

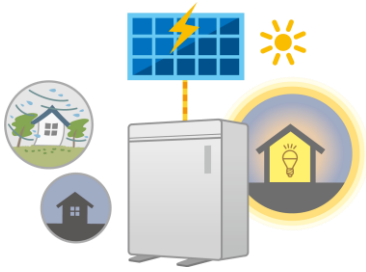

Ｑ２１　現在、電気自動車を所持していませんが、Ｖ２Ｈ充電設備を補助対象に含めることは可能ですか？

Ａ２１　電気自動車を所持されているかどうかは関係なく、Ｖ２Ｈ充電設備を導入する場合は補助対象となります。

【申請について】

Ｑ１　各システムを設置する際の、補助金の交付申請（予定）額を教えてください。

Ａ１　・①太陽光発電設備　一式　：　補助対象経費　×　補助率２／３
・②定置用蓄電池　　一式　：　補助対象経費　×　補助率３／４
・③Ｖ２Ｈ充電設備　一式　：　補助対象経費　×　補助率３／４
※それぞれ、設置工事費用等を含む。１，０００円未満は切り捨て。
上記①～③の算出額を合計した金額が、補助金の交付申請額となります。ただし、①～③あわせて上限は３，０００，０００円（税込）です。

【例】一般家庭（家屋）に太陽光発電設備と定置用蓄電池を導入する場合
・① 補助対象経費 1,300,000 円 × 2/3 = 866,666 円 → 866,000 円(切り捨て)
・② 補助対象経費　900,000 円 × 3/4 = 675,000 円
上記 ① + ② = 1,541,000 円（補助交付申請額）

Ｑ２　補助対象となる経費はなんですか？

Ａ２　今回の補助金の交付は、補助対象となる経費が決まっています。
基本的には、各システムにおける本体（太陽光パネルや蓄電池・Ｖ２Ｈ本体）と周辺機器（インバータ・パワーコンディショナー、配線器具等）、また設置工事費が補助対象経費となります。
詳細については「申請の手引き」や「交付要綱」の別表をごらんください。

Ｑ３　補助対象経費のうち、例えば、太陽光発電設備と定置用蓄電池間を結ぶ配線については、「太陽光発電設備」もしくは「定置用蓄電池」、どちらの経費とすればよいでしょうか？

Ａ３　重複してはできないため、いずれかのシステム（計上するのに適切な方のシステム）に係る補助対象経費として計上してください。

Ｑ４　Ｖ２Ｈ充電設備は、補助対象となる機種が定められていると聞いたのですが？

Ａ４　Ｖ２Ｈ充電設備は、おっしゃる通り補助対象となる銘柄（機種）が定められていますので、ご注意ください。補助対象となる機器（銘柄）は、次世代自動車振興センター「ＣＥＶ補助金（Ｖ２Ｈ充電設備）」サイトの最下部「補助対象Ｖ２Ｈ充放電設備一覧」をご確認ください。

Ｑ５　補助対象と補助対象外のどちらにもかかってくる諸経費（共通経費）等について、どのように算出すればよいですか？

Ａ５　諸経費（共通経費）分を除いたうえで、「補助対象経費」と「補助対象外経費」の額（直接工事費）で按分し、諸経費（共通経費）分を計上してください。

Ｑ６　施工業者による代理申請はできますか？

Ａ６　基本的に、申請者本人に提出(役場に持参)いただくこととなります。難しい場合は、施工業者等申請者本人以外の提出も認めますが、申請代行費用等は補助対象外となりますので、ご注意ください。

Ｑ７　交付申請時、また実績報告時に必要な添付書類はなんですか？また、すべてそろえる必要がありますか？

Ａ７　基本的に、全てそろえていなければ受付できません。必要書類の詳細は「申請の手引き」や「交付要綱」をごらんください。
提出が難しい書類等については、別途、町役場ゼロカーボン課（０１５６４－７－７２５５）までご相談ください。

Ｑ８　交付申請書、実績報告書等の必要部数を教えてください。

Ａ８　各１部の提出をお願いします。

Ｑ９　町からの交付決定前に、業者との契約や設置工事を進めてもよいですか？

Ａ９　原則、交付決定後に設置工事を行っていただくこととなります。ただし、やむを得ない事情のため事前に着工を行いたい場合、あらかじめ、町ゼロカーボン課（０１５６４－７－７２５５）までご相談ください。
事前着工は可能ですが、交付決定を受けるまでの期間（交付決定がされなかった場合も含む）に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承いただいた上で、当該事業の着工をお願いします。

Ｑ１０　工事日程やシステム、補助対象設備等に変更がある場合どうすればよいですか？

Ａ１０　当初の交付申請内容に変更が生じる場合は、あらかじめ変更等承認申請書を提出いただき、町より承認を受ける必要があります。
ただし、軽微な変更については、変更等承認申請書の提出は必要ありません。事業完了後の実績報告書(変更後の内容で記載してください)に、変更箇所・内容等を記載した理由書(様式自由)を添付の上で報告をお願いします。

Ｑ１１　軽微な変更とはどういったものですか？

Ａ１１　①「補助対象経費合計の変更額が２０％未満の時」、その他は②「上士幌町補助金等交付規則」および「上士幌町補助金等交付規則の運用について（通達）」に基づきます。
②については、インターネットサイト「上士幌町例規類集」よりご覧いただけます。
　判断がつかない場合は、町役場ゼロカーボン推進課（０１５６４－７－７２５５）までお問い合わせください。

Ｑ１２　実績報告書の「機器設置写真」はどのようなものが必要ですか？

Ａ１２　対象システムの設置状況等の明確にわかる写真が必要です。なお、画像が不鮮明など、設置状況や設置機器の内容が確認できない写真は受付できませんので、ご注意下さい。

Ｑ１３　実績報告書に添付する「太陽光発電設備等で発電して消費した電力量が、当該設　備で発電する電力量の「３０％以上」（自家消費率）であるとわかるモニタ画面等の写真または数値を出力した資料等」はどのようなものが必要ですか？

Ａ１３　システムを設置して運用開始後、実績報告書の添付書類として提出をお願いします。
システム設置後、特定の１日の数値で良いので、自家消費率が「３０％以上」とわかるデータを提出してください。ご自宅内に設置されている発電モニター画面等の撮影や、WEB サイトのデータを紙に出力いただくなど、形式は自由ですが「発電量」と「自家消費量」のデータを必ずご提供ください。そこから、「自家消費率（＝自家消費量÷発電量×１００　※小数点以下切り捨て）」が算出可能となります（自家消費率の表示があれば、あわせてご提出ください）。
なお、モニター等にて「自家消費量」のデータが存在しない、表示できない等があれば、「発電量」と「売電量」のデータは必ず提供をお願いします。（「発電量－売電量＝自家消費量」を算出し、そこから自家消費率を算出）
また、太陽光発電設備を今回の補助金にて設置した場合（増設・入れ替え含む）は、上記で説明した実績報告提出時の一度限りのデータ提供だけではなく、基本的に法定耐用年数期間中は、継続的にデータ把握が必要となるため、月ごとのデータの提供を年１回お願いすることとなります。
詳細は、【導入後について】のＱ１・２（１５ページ）をご覧ください。

Ｑ１４　今回、定置用蓄電池またはＶ２Ｈのみの導入・設置ですが、「太陽光発電設備等で発電して消費した電力量が、当該システムで発電する電力量の「３０％以上」であるとわかるモニタ画面等の写真または数値を出力した資料等」はどのようなものが必要ですか？

Ａ１４　定置用蓄電池・Ｖ２Ｈ充電設備のみの設置の場合は、実績報告時に当該資料の添付は必要ありません。

【Ｑ１３の事例】

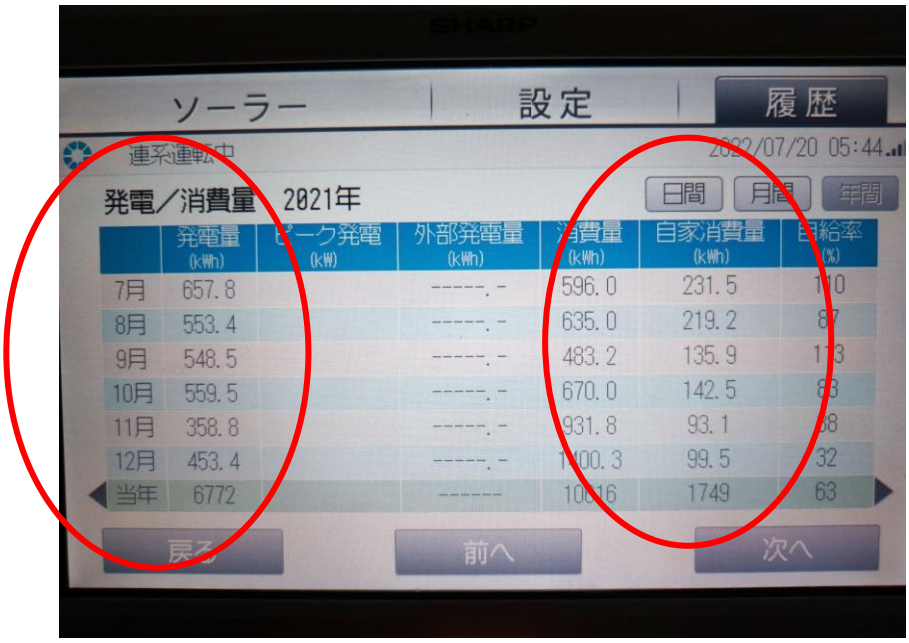

上記を例とすると、「発電量」と「自家消費量」が表示されています。

７月だと、
「自家消費量２３１．５ｋＷｈ ÷ 発電量６５７．８ｋＷｈ × １００
＝ 自家消費割合 ３５．１９３％… ⇒３５％（小数点以下切り捨て）：３０％以上ＯＫ！
１２月だと、
「自家消費量９９．５ｋＷｈ ÷ 発電量４５３．４ｋＷｈ × １００
＝ 自家消費割合 ２１．９４５％… ⇒２１％（小数点以下切り捨て）：３０％未満ＮＧ！

上記事例では、画面内に「自給率」の表示がありますが、こちらは、「発電量が、消費量（買電分）と比べて、どの程度の割り合いか」の数値です。今回は、「自家消費量が、発電量と比べて、どの程度の割合か」の「自家消費率」が必要です。）
※上記事例は月間履歴となっていますが、提出いただくデータは、晴天日である特定の１日の履歴となります。

また、「自家消費率」や「自家消費量」が表示されないモニターもあるかと思われますので、その場合は「発電量」と「売電量」がわかるデータをご提供ください。

・「発電量１３．６ｋＷｈ － 売電量７．８ｋＷｈ ＝ 自家消費量５．８ｋＷｈ」
・「自家消費量 ５．８ ÷ 発電量 １３．６ × １００ ＝ 自家消費率 ４２．６４７％…
⇒４２％（小数点以下切り捨て）：３０％以上ＯＫ！
（画面内に「消費量」の表示がありますが、こちらは通常電力の「買電量」も含んだ数値ですので、「自家消費量」には当たりません）

【導入後について】

Ｑ１　導入後の定期報告はどのようなものですか？

Ａ１　太陽光発電設備については、実績報告時に添付書類として提出していただく特定の１日の数値だけではなく、法定耐用年数期間中は「太陽光発電設備で発電して消費した電力量が、当該設備で発電する電力量の『３０％以上』を維持（自家消費率）」していただくことが必要です。
それを踏まえ、環境省への実績値の報告等を目的として、法定耐用年数を経過するまでの間、設置した太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の発電量等の把握に関し、町へのデータ等の提供を行っていただきます。また今後、もし町が発電量等の計測機器及び通信機器一式を設置する際は、併せて認めていただくことが補助金交付の条件です。

Ｑ２　必ず報告が必要なのですか？

Ａ２　交付申請時の添付書類として、別途誓約書を提出していただきますが、その中で「法定耐用年数期間中、太陽光発電設備で発電して消費した電力量（ｋＷｈ）が、当該設備で発電する電力量の「３０％以上」を保つこと（自家消費率）」について承諾いただきます。
また、今回の補助金活用については、環境省へ発電量等の数値の実績報告（１か月ごとの数値）が定期的に必要（年に１度、まとめて報告いただく想定）となります。
以上のことから、太陽光発電設備設置後の実績値の把握についてご協力をお願いします。

Ｑ３　今回、定置用蓄電池またはＶ２Ｈのみの導入・設置ですが、導入後の定期報告はどのようなものが必要ですか？

定置用蓄電池もしくはＶ２Ｈ充電設備のみ導入の場合は、特段の報告は必要としません。

Ｑ４　ＦＩＴ・ＦＩＰ制度の認定は不可能とのことですが、認定を受けない通常の売電も禁止されるのでしょうか。

Ａ４　法定耐用年数中、禁止されるのはＦＩＴ・ＦＩＰ制度の認定を受けることであり、通常の売電自体は禁止していません。いわゆる「非ＦＩＴ」「非ＦＩＰ」の売電はＯＫです。

Ｑ５　補助金交付を受けたシステムについて、処分（廃棄等）制限・期限はありますか？

Ａ５　法定耐用年数に基づきます。２０２２年７月現在の法定耐用年数において、設置日から起算して太陽光発電は１７年、定置用蓄電池およびＶ２Ｈ充電設備は６年が処分制限期間となり、その間は廃棄や譲渡等の処分はできませんのでご注意ください。なお、状況に応じて処分期間が異なる可能性もあります。
やむを得ず処分する場合は、事前に町長の承認を受けていただくことになります。理由により補助金を返還いただく可能性もあります。

Ｑ６　各システムの寿命はどれくらいですか？

Ａ６　法定耐用年数とは異なり、太陽光パネルの寿命は各メーカーとも概ね２０年以上を保証しており、パワーコンディショナー（太陽光パネルで発電した電気を、家庭で使用できる電力に変換する装置）は１０～１５年と言われています。
また、定置用蓄電池は、リチウムイオン電池では１５～２０年程度、Ｖ２Ｈ充電設備は１０年程度と言われています。
定期点検・メーカーの精密点検もあります。詳しくはメーカーのホームページ等をご確認ください。

Ｑ７　住宅を売却し、転出（転居）・移転します。設備はどうしたら良いですか？

Ａ７　設備（システム）の経過年数や処分理由等により異なります。町役場ゼロカーボン推進課（TEL：０１５６４－７－７２５５）までお問い合わせください。
場合により補助金を返還いただく可能性もあります。

Ｑ８　災害（雷・ひょう・洪水・火災等）により太陽光パネル　が破損しました。修理が不可能なため処分したいので　すが。

Ａ８　状況により対応が異なりますので、町役場ゼロカーボ推進課（TEL：０１５６４－７－７２５５）までお問い合わせください。

【廃棄について】

Ｑ１　耐用年数経過後の太陽光発電設備の廃棄は、どのようにすればよいですか。

Ａ１　太陽光発電の寿命については、法定耐用年数（１７年）よりも長く、メーカー保証等では２０～３０年程度とうたわれています。
太陽光発電設備の設置が進みだした時期を考慮すると、２０４０年頃には寿命を迎える太陽光発電設備が多くなり、大量廃棄問題が発生するといわれています。

機器や廃棄理由によっても異なりますが、太陽光モジュール（パネル）は原則「産業廃棄物」、パワーコンディショナー、架台やモニターは「一般廃棄物」として取り扱われます。太陽光発電設備はモジュール（パネル）には有害物質が含まれている可能性もあることや適切な廃棄処分を行うためにも、システム一式については、施工業者・解体業者等へ依頼し、的確な廃棄処理を行っていただくようお願いします。

Ｑ２　太陽光発電は「クリーンなエネルギー」と言いながら、一方で普及が進むとゴミが増加する一因になりませんか？

Ａ２　Ｑ１で述べたとおり、太陽光発電設備の設置が各地で進んでおり、一般的な寿命を迎える２０４０年前後には大量廃棄についての問題が発生すると考えられ、ゴミ増加が懸念されることは事実です。現在のところ、確立したスキームは構築されていないのが現状であり、不法投棄の問題はどうするのか？有害物質が流出するのでは？最終処分場の容量がパンクするんじゃないの…？等、各種問題や懸念点について、日本のみならず、全世界的に問題提起がされています。
その中で、国（経済産業省等）においても、廃棄問題についての研究・分析、廃棄にかかる各種ガイドラインの策定や検討等、問題解決に向けての対応策の検討、そして一人一人の意識づけ等の啓発等を進めています。

（例）
・廃棄にかかる積立制度の原則義務化、ガイドラインの制定
・有害物質の適正処理のガイドラインの制定
・リユース・リサイクルの促進検討、リサイクル制度の検討 等

上士幌町においても、今回脱炭素先行地域に認定された基幹事業の一つとして、当該事業を進めていくにあたり廃棄については最重要課題であると認識しています。引き続き解決策等について検討を進めていきたいと考えています。

Ｑ３　太陽光発電設備の撤去費用はどの程度かかりますか？

Ａ３　家電のリサイクルのように費用は一律ではなく、パネル数や、屋根の傾斜、基礎、架台の有無、設置箇所、対応業者等、それぞれのケースにより異なります。
環境省・経済産業省連名にて公表している調査結果（アンケート）によれば、解体業者による撤去で平均「８．９万円」（環境省実施）、施工業者による撤去で平均「１８．９万円」（みずほ情報総研、太陽光発電協会実施）との推計結果が出ています。
ただ、あくまでも過年度の調査結果での平均値ですし、設置個所や面積等の状況によりブレがあることに留意してください。また、設備（システム）が大きくなればなるほど費用は掛かります。

2）建物解体業者が発注者から受領した料金（発注者が支払った費用）を用いた推計

建物解体業者に対するアンケート調査結果によれば、使用済太陽光発電設備の取外し作業のために発注者から受領した料金としては、12 万円未満の回答が、全体の 6 割弱と多く、3 万円～6 万円未満の回答が全体の約 32%と最も多かった。また、回答としては、「5 万円」「10 万円」の回答がともに 6 件（約 19%）と最も多かった。
無回答及び外れ値（200 万円）を除くと、全体の平均は 8.9 万円と推計される。

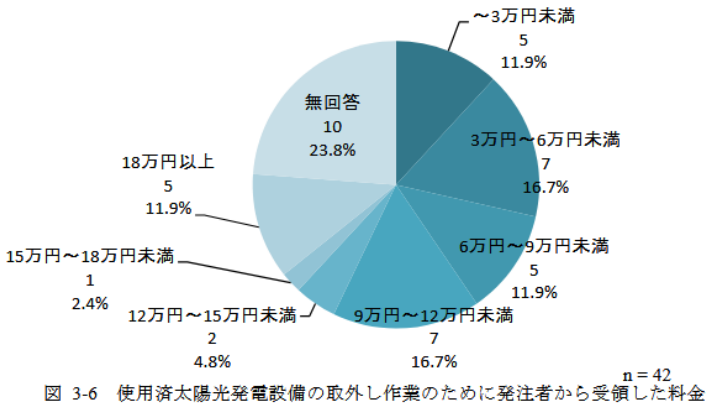

図 3-6　使用済太陽光発電設備の取外し作業のために発注者から受領した料金

出典：「平成 25 年度使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル促進調査委託業務報告書」（環境省）

（2）施工業者による解体・撤去

住宅用太陽光発電設備の施工業者に対して平成 25 年度に実施されたアンケート結果にて、住宅用使用済太陽光発電設備の取外し作業のために依頼者から受領した１件あたりの料金を示す。なお、アンケート対象となった太陽光発電設備の規模は不明だが、一般的に規模が大きくなれば費用も増加すると考えられる。

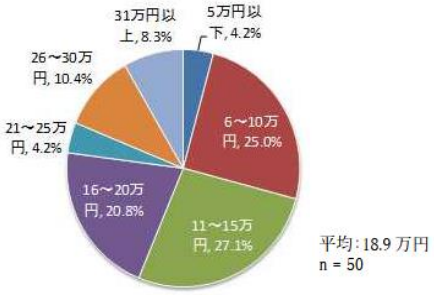

※　取り外し作業のために依頼者から受領した料金であり、回答した事業者によって費用内訳は異なる。
（収集・運搬費用、中間処理等の処分費用が含まれている場合、含まれていない場合がある。）

出典：「使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル・適正処分に係る業務報告書」
（みずほ情報総研、太陽光発電協会）平成 24 年 2 月

Ｑ４　太陽光発電設備の廃棄費用について、事前の積立が必要であると聞いたのですが。

Ａ４　経済産業省（資源エネルギー庁）が令和３年９月に公表、令和４年４月に改定した「廃棄等費用積立ガイドライン」では、不法投棄等が行われないよう適切に廃棄処理がなされることを目的として、１０ｋＷ以上の太陽光発電設備を対象に、廃棄費用を外部機関等にて積み立てていく、ということが原則義務化されました。

これは、通常ＦＩＴ・ＦＩＰ認定を受けた設備を想定したものですが、今回の町補助金の原資となる環境省交付金の要綱において、この「ガイドラインを参考に、必要な経費の算定、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること」と決められていますので、ご理解をお願いします。

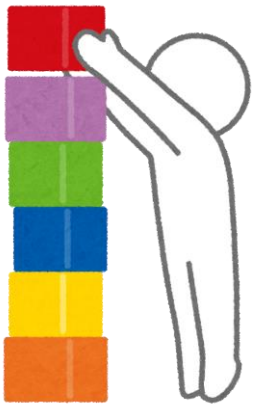

Ｑ５　では、１０ｋＷ以下の太陽光発電設備を導入する場合は、対象外であることから、特に積立は考えなくてもいいですか？

Ａ５　いいえ。廃棄については、発電事業者である所有者の皆様が責任を持つこととなります。

経済産業省（資源エネルギー庁）が公表している「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」の第５節では、１０ｋＷ未満の太陽光発電設備においても、「必要な経費を見込んだ事業計画を策定するように努めつつ、適切な廃棄・リサイクルを実施すること」とされています。

寿命を迎える等で太陽光発電設備の廃棄を行う際は、Ｑ４のガイドラインも参考に、皆様ご自身で廃棄等にかかる費用を積み立ておく等、将来的な計画も考慮しつつ、導入を検討いただければと思います。

【その他について】

Ｑ１　太陽光発電設備を設置したいのですが、反射する光で近隣住宅から苦情が来ませんか？

Ａ１　太陽光は、季節や時間帯における太陽の高さや角度により、光が反射する方向も変わります。

近隣地への反射光の問題とともに、発電効率にも係る話であるため、設置位置は事前の入念な検討が必須です。

一般的には、特に北側面に太陽光パネルを設置すると、効率が大幅に落ちるうえ、太陽の入射角とパネル角度により地表方面への反射が起こりやすいため、要注意です。

施工業者等にて、設置した際の詳細な反射等のシミュレーションも行っていますので、詳細はその際に業者へご相談ください。

Ｑ２　冬になると雪が積もってしまい発電できなくなりませんか？

Ａ２　短時間の降雪であれば融雪も早いため大きな問題はありませんが、本格的に積雪があると、太陽光パネルが雪に覆われて発電ができなくなります。上士幌町は、市街地では雪が比較的少なく晴れの気候が続くことや、気温がより低いほうが発電効率が上がる太陽光パネルの特性から、太陽光発電により向いている土地と言えます。

なお、太陽光パネルの傾斜角や設置位置にもよりますが、傾斜角がある屋根上に設置していれば、パネル上はガラス面のため通常よりも滑りがよく落雪しやすくなります。早い段階で太陽光パネルが出やすいという利点もある一方、雪の滑りが早くなるため、落下が想定される近辺の構造物や植栽、車、隣接地の方への配慮や、雪止め柵の設置等も考慮する必要があります。逆に角度が浅いと、雪が溜まり、溶けにくく固まってしまう可能性もあります。

メーカーでは積雪量に応じた太陽光パネルや架台、推奨傾斜角度が用意されていますので、詳しくはお問い合わせください。

Ｑ３　雷が落ちやすくなるとかありませんか？

Ａ３　太陽光パネルを設置したから雷が落ちやすくなることはありません。屋根や屋外に設置した他の設備や構造物と同様です。

仮に、雷が直撃する「直撃雷」を受けますと、他の構造物と同様、機器破損等の被害が出ます。また、直撃を受けなくても、他の場所の落雷で発生した雷サージ（落雷による過電圧・過電流）が送電線等を伝う「誘導雷」にて、特にパワーコンディショナー等の機器への被害が出る可能性があります。ただし、これは室内におかれた落雷対策をしていない家電・電化製品が壊れるのと変わりありません。

雷対策としては、避雷針の設置による直撃雷の防止、ＳＰＤ（サージ防護デバイス）の設置による誘導雷の防止が有効といわれています。特に、雷サージが侵入する経路にＳＰＤを設置すると、万一誘導雷による過電圧が生じた場合に機器を保護することができます。

Ｑ４　台風や地震が来ても大丈夫ですか？

Ａ４　太陽光パネル等については、屋外や屋根上に設置するものですので、台風の襲来、また地震が発生しても破損しない強度で設計されています。
ただし、パネル等の太陽光発電設備自体に損傷はなくても、地震による地割れ等で地盤自体が変動したり、家屋や事務所自体が傾く・倒壊したりした際には、破損やケーブルの断線等も考えられます。
また、設備自体の強度があっても、施工（取付）方法に不具合があると、被害が出る恐れもあります。実績のある施工業者への依頼が重要です。
なお、太陽光発電は、地震や落雷等の停電時に非常電源として使える「自立運転機能」も備えています。また、定置用蓄電池をともに設置すれば、比較的長い時間停電したとしても、電気を使い続けることが可能です。

Ｑ５　国立公園内に設置したいと思いますが制限はありますか？

Ａ５　国立公園内の工作物等の設置は、景観に配慮した配色、高さ等、設置ごとに環境省への確認が必要となります。詳しくは役場ゼロカーボン推進課（０１５６４－７－７２５５）までお問い合わせください。